

令和6年 第7回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和6年7月31日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

	頁
議案第29号 金沢市立小学校児童通学区域及び金沢市立中学校生徒通学区域の一部改正について (教育総務課)・・・	1
議案第30号 令和7年度使用教科用図書（特別支援学級用教科書）の採択について 【非公開案件】（学校教育センター)・・・	8
議案第31号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について 【非公開案件】（学校指導課)・・・	21
報告第10号 「金沢市立工業高等学校ものづくり教育コンソーシアム」の設置について (市立工業高等学校事務局)・・・	22
その他 (1) 次回の定例会議の日程について	

金沢市立小学校児童通学区域及び金沢市立中学校生徒通学区域の一部改正について

令和6年7月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立小学校児童通学区域及び金沢市立中学校生徒通学区域の一部改正について

三谷小学校・不動寺小学校統合に伴う通学区域の変更

改正内容

三谷小学校を不動寺小学校に統合することに伴い、三谷小学校通学町を不動寺小学校の通学区域とする。

告示の改正が必要となる学校：三谷小学校、不動寺小学校、森本中学校

変更時期：令和7年4月1日

金沢市教育委員会告示第 号

昭和 56 年教育委員会告示第 5 号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から効力を有するものとしします。

令和 6 年 月 日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表不動寺小学校の項中「北千石町」の次に「、鳴瀬元町、梨木町、小池町、桐山町、宮野町、正部町、高坂町、古屋谷町、車町、堀切町、曲子原町、土子原町、松根町、竹又町、東原町、清水谷町、水元町、直江野町、納年町、北方町、柚木町、不室町、牧山町、市瀬町、小嶺町」を加え、同表三谷小学校の項を削る。

金沢市立小学校児童通学区域（昭和56年教育委員会告示第5号）新旧対照表

改正案		現行	
金沢市立小学校児童通学区域を次のように定める。		金沢市立小学校児童通学区域を次のように定める。	
小学校名	通学区域	小学校名	通学区域
泉小学校	略	泉小学校	略
～以下（略）～		～以下（略）～	
花園小学校	略	花園小学校	略
不動寺小学校	岩出町、月浦町、堅田町、河原市町、薬師町、下涌波町、上涌波町、不動寺町、北陽台2丁目、北陽台3丁目、深谷町、四王寺町、福島町、小野町、地代町、千杉町、鞆筒町、加賀朝日町、朝日牧町、今泉町、俵原町、南千谷町、中尾町、滝下町、上平町、琴町、琴坂町、北千石町、 鳴瀬元町、梨木町、小池町、桐山町、宮野町、正部町、高坂町、古屋谷町、車町、堀切町、曲子原町、土子原町、松根町、竹又町、東原町、清水谷町、水元町、直江野町、納年町、北方町、柚木町、不室町、牧山町、市瀬町、小嶺町	不動寺小学校	岩出町、月浦町、堅田町、河原市町、薬師町、下涌波町、上涌波町、不動寺町、北陽台2丁目、北陽台3丁目、深谷町、四王寺町、福島町、小野町、地代町、千杉町、鞆筒町、加賀朝日町、朝日牧町、今泉町、俵原町、南千谷町、中尾町、滝下町、上平町、琴町、琴坂町、北千石町
		三谷小学校	鳴瀬元町、梨木町、小池町、桐山町、宮野町、正部町、高坂町、古屋谷町、車町、堀切町、曲子原町、土子原町、松根町、竹又町、東原町、清水谷町、水元町、直江野町、納年町、北方町、柚木町、不室町、牧山町、市瀬町、小嶺町

金沢市教育委員会告示第 号

昭和 56 年教育委員会告示第 6 号（金沢市立中学校生徒通学区域）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から効力を有するものとしします。

令和 6 年 月 日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表森本中学校の項中「、三谷小学校通学町」を削る。

金沢市立中学校生徒通学区域（昭和56年教育委員会告示第6号）新旧対照表

改正案		現行	
金沢市立中学校生徒通学区域を次のように定める。		金沢市立中学校生徒通学区域を次のように定める。	
中学校名	通学区域	中学校名	通学区域
泉中学校	略	泉中学校	略
清泉中学校	略	清泉中学校	略
野田中学校	略	野田中学校	略
～以下（略）～		～以下（略）～	
医王山中学校	略	医王山中学校	略
芝原中学校	略	芝原中学校	略
森本中学校	森本小学校通学町、花園小学校通学町、不動寺小学校通学町、 _____	森本中学校	森本小学校通学町、花園小学校通学町、不動寺小学校通学町、 <u>三谷小学校通学町</u>



令和6年7月8日
(2024年)

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘 様

金沢市立小学校及び中学校
通学区域審議会
会長 中川 一成



通学区域の変更について (答申)

令和6年5月15日付けで諮問のあった下記の件については、別紙のとおり答申します。

記

三谷小学校・不動寺小学校統合に伴う通学区域の変更

別紙

今回諮問のあった三谷小学校・不動寺小学校統合に伴う通学区域の変更について、慎重に審議した結果、下記のとおり諮問を妥当と認める。

記

1. 通学区域
三谷小学校通学町を、不動寺小学校の通学区域とする。
2. 理由
統合により学校規模の適正化が図られ、教育環境が整えられること。
3. 附記
統合により、通学距離がさらに長くなることから、引き続きスクールバスの運行等、その安全確保に努めること。

令和7年度使用教科用図書（特別支援学級用教科書）の採択について
【非公開案件】

令和6年7月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条、第49条、附則第9条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、金沢市立小・中学校の令和7年度使用特別支援学級教科用図書について採択を求める。

令和7年度使用中学校教科用図書の採択について
【非公開案件】

令和6年7月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

「金沢市立工業高等学校ものづくり教育コンソーシアム」の設置について

令和6年7月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

「金沢市立工業高等学校ものづくり教育コンソーシアム」の設置について

1 設置の趣旨

技術革新の動向や産業のグローバル化等の社会ニーズの把握、産業界や大学等との連携によるものづくり教育の推進のため、将来を担うものづくり人材の育成を図ることを目的として、「金沢市立工業高等学校ものづくり教育コンソーシアム」を設置する。

2 委 員（9名）

（敬称略）

所 属	氏 名	備 考
金沢大学	理事 森本 章治	大学等関係者
金沢工業大学	副学長 青木 隆	大学等関係者
金沢美術工芸大学	学長補佐 寺井 剛敏	大学等関係者
(一社)金沢建設業協会	青年委員会委員長 橋本 和宏	産業界関係者
(一社)石川県鉄工機電協会	理事 安井 大輔	産業界関係者
石川県電気工事工業組合	副理事長 柚木 賢	産業界関係者
(一社)石川県情報システム工業会	副会長 山浦 伯之	産業界関係者
金沢市立小学校長会	副会長 山岸 朋子	教育関係者
金沢市立中学校長会	副会長 山本 美紀	教育関係者

3 今後の予定

第1回コンソーシアム会議	令和6年8月5日
第2回コンソーシアム会議	同年 10月（予定）
第3回コンソーシアム会議	令和7年2月（予定）

金沢市立工業高等学校ものづくり教育コンソーシアム設置要綱

(目的及び設置)

第1条 金沢市立工業高等学校(以下「学校」という。)と産業界、大学及び行政機関等の連携を推進することにより、社会のニーズを踏まえた教育環境づくり、協働によるものづくり教育の推進及びものづくり人材の育成を図ることで、産業教育の一層の充実及び地域産業の振興に寄与することを目的として、金沢市立工業高等学校ものづくり教育コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)を設置する。

(事業)

第2条 コンソーシアムは前条の目的を達成するために、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 学校における産業界、大学及び行政機関等の連携の推進に関する事項
- (2) 学校における先端技術を習得するための教育環境づくりに関する事項
- (3) 学校における人材育成プログラムの確立に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 コンソーシアムは、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、金沢市教育委員会が委嘱し、任命する。

- (1) 産業界関係者
- (2) 大学等関係者
- (3) 教育関係者

3 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(役職)

第4条 コンソーシアムには座長をおく。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。

(事務局)

第5条 コンソーシアムの事務は学校の事務局において処理する。

(会議)

第6条 コンソーシアムの会議は、座長が学校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

(ワーキンググループ)

第7条 コンソーシアムの下部組織として、事業実施のためのワーキンググループを置くことができる

2 ワーキンググループの構成は別途定める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。